# 入院のご案内



様の入院日は

月日曜日時です。

※入院当日は、1階総合受付までお越し下さい。

# ❤️ 医療生協さいたま生活協同組合

お問合せ:熊谷生協病院

地域連携 · 医療相談室

住所:埼玉県熊谷市上之3854

048-524-3841 (代表)

# 病院理念

# ~県北地域に安心と協同の創造を~

いついかなる時も利用者、利用者の権利を尊重し、そのニーズにふさわしいサービスを、保健・医療・介護・福祉の事業を通して誠実に提供します。

# 

## 【一般病床・10床】

- ①急性期から回復期まで、一定の治療を要する患者様が入院する病床です。
- ②原則として数日~2週間程度での退院を目指します。
- ③治療の経過によって、自院の地域包括ケア病床または医療療養病棟へ転床(ベッドを移動) する場合があります。

### 【地域包括ケア病床・40 床】

- ①急性期治療後に引き続き入院を要する方、在宅や介護施設等において症状が急性増悪した 方へ、医療的ケア及び在宅復帰のためのリハビリテーションを実施します。
- ②原則、入院時に決定する入院期間終了後、ご自宅または居住型介護施設へ退院となります。

# 【医療療養病棟・55 床】

- ①一定程度病状は安定しているが、まだご自宅に帰ることができず入院が長期化する方に、 医療的ケア及びその方の症状に合わせたリハビリテーションを実施します。
- ②長期入院は可能ですが、原則、入院期間は終身ではございません。
- ※②については患者様の状態を考慮の上、以後の方針(当院での療養継続、在宅復帰、転院、 施設入所など)を相談させていただきます。

#### ◎在宅復帰支援

地域包括ケア病床・医療療養病棟とも入院患者様が元の生活に戻ることのできるよう支援を させていただきます。また、退院後も安定した状態が維持できるよう、医療・介護各機関と の連絡調整をいたします。

# 入院費用について

入院される病棟(一般病床・地域包括ケア病床・医療療養病棟)により、料金が異なります。 ※入院される方の病態によって個室対応が必要かどうか判断するため、個室のご希望には添 えかねる場合がございます。

※アメニティ(タオルや紙おむつなど入院時必需品のレンタルサービス)の契約をされない方は、物品が不足しないようご注意ください。

① 入院相談

■ ● 医療相談員が簡単に現在の状況についてお伺いします。 その後、病院での面談日時を決めさせていただきます。

②病院での面談

・・ご家族に病院までお越しいただき、患者様の詳しい生活背景 ならびに現在に至るまでの経緯をお伺いします。他院からの紹介状 (診療情報提供書) が必要な場合は、前もってご準備頂きます。

③入院検討会議

● ● ●毎週月曜日の午後、ご家族との面談結果と紹介状をもとに、 医師・看護師・リハビリ職員・薬剤師・事務・相談員で入院の 可否について検討します。

4)結果連絡

・・入院検討会議の翌日までに、入院の可否を相談員からご家族へ 連絡いたします。

**⑤入院日の連絡・・・**入院日時が決まり次第、あらためて連絡させて頂きます。

入院される方が安心して療養できるようスタッフ全員で支援してまいります。入院生活には 患者様とご家族にも守って頂くルールがございますので、ご理解・ご協力の程お願い申し上 げます。

- ご入院される方の名義で「医療生協さいたま生活協同組合」への組合員加入をお願いいたし ます。
- 病院からの呼び出しがあった際は、必ず、1 階総合受付で手続きをしてください。病院に出 入りする際は、マスク着用、手洗いまたは備え付けの手指消毒剤での消毒、検温をお願いし ます。
- 感染対策のため、面会制限をしております。別紙「面会のご案内」をご参照ください。
- ・ 入院中の他病院への受診(ご家族様のみ受診される場合を含む)は、原則不可です。 ※他院受診が必要な場合は当方で調整致しますので、必ずスタッフにお申し出ください。 また、歯科治療が必要な患者さまへは訪問歯科を行っております。ご相談ください。
- 病院全体として円滑に入院を受け入れられるよう、また、ご本人の病状変化によって、入院 中の部屋移動をお願いする場合がございます。
- 入院中に急変など発生した場合は転棟や転院などを検討させて頂きます。転棟や転院となる 際はご家族にも説明いたします。

- 認知症などで激しい徘徊や暴行、自傷行為がある場合、入院の継続について相談させて頂く場合がございます。
- 着替え等のお荷物お預かり・お渡しは原則 13 時~20 時の間とさせていただいております。
- ・ 当院はスタッフの安全を守る立場で「暴言・暴力・迷惑行為を許さない宣言」を掲げております。医師より入院の継続が困難であると判断した場合は、退院して頂く場合がございます。
- 入院中お気づきの点がございましたらご遠慮なくスタッフまでお申し出下さい。また、各フロアにどなたでも投書ができる「虹の投書箱」を設けておりますのでご活用ください。

# ①入院手続きに必要なもの

- ●入院申込み書、入院時問診表(事前にお渡ししている場合は、記入の上ご持参下さい)。
- ●健康保険証(マイナ保険証) ●公費医療証(特定疾患・重度医療受給者証など)
- ●介護保険証 ●医療生協の組合員証 ●限度額適用認定証(お手続きをされた方)
- ●処方薬及びお薬手帳(お持ちの方)●紹介状、退院証明書(転院の方)

# ②入院生活について

お食事	<ul><li>●朝食7:30~ ●昼食12:00~ ●夕食18:00~</li><li>*病院の食事は治療食です。病院食以外の食物の持込は、ご遠慮下さい。</li></ul>
テレビ (冷蔵庫 付)	台数に限りがある為、病棟の使用状況によってはご利用できない場合があります。 テレビ、冷蔵庫共に使用した時間をテレビカードでお支払い頂く方式となってお ります(テレビの持ち込みはご遠慮ください)。 *病棟内デイルームにテレビカード販売機があります。カード1枚(1,000円) で約900分視聴可能です。カードの払い戻し機は、1階総合受付前にございます。 テレビ視聴の際は、原則イヤホンの使用をお願いしております。
洗濯設備	洗濯機(300円)乾燥機(100円/30分)でご利用いただけます。3階318号室前のランドリールームに設置しています。ご利用の際は職員までお声かけ下さい。
電話	病室内での携帯電話の使用はご遠慮下さい。3階エレベーター前に公衆電話を設置しています。携帯電話は正面玄関前、各階デイルームでご利用下さい。
消灯時間	●消灯 21:00
外出・外泊	外出や外泊を希望される時は、主治医の許可が必要です。職員にご相談下さい。
敷地内禁煙	病院敷地内は全面禁煙となっております。ご理解、ご協力をお願いいたします。

# 差額ベッド代について

医療生協さいたまでは、入院時の差額ベッド代を一切頂いておりません。 ご入院される方の名義で医療生協さいたま生活協同組合への組合員加入をお願いいたします。また、すでに組合員となっていただいている方には、出資金の積み立てにご協力をお願いします(クレジットカード可)。生協のキャンペーン期間などでもお声かけをさせて頂く場合がございます。出資金は寄付ではありません。医療生協活動を支える資金として有効に活用されており、脱退(減資)をされる際にはお返しするお金です。

# ③入院生活に必要なもの

- ●衣類等・・・下着・着替え
- ●日用品・・・靴 (スリッパはご遠慮下さい)、タオル・バスタオル、ティッシュペーパー、 おむつ、お尻ふき、テレビ用イヤホン、洗濯物を入れるビニール袋等
- ●洗面用具・・・歯ブラシ、コップ、シャンプー、ヒゲソリ(電気シェーバー)、くし等
- 持ち物にはお名前の記入をお願いします。
- ・はさみ、かみそり、ライター、マッチなどの危険物の持込はご遠慮いただいております。
- 多額の現金、貴重品の持込はご遠慮下さい。紛失に関して、当院では責任を負いかねます。
- ・パソコンなど 電化製品についての持込を希望される方は職員へ予めご相談下さい。
- ・食事道具・・・はし、スプーン、湯のみコップなどは当院でご用意します。
- ☆衣類、日用品、オムツ等はレンタル業者と契約しご利用いただくことも可能です☆

# ④病室・病棟の移動について

病状の経過により、病室や病棟の移動をお願いすることがあります。 ご協力をお願いいたします。

# <u>⑤安全に入院生活を送っていただくために</u>

安全な医療を提供するためには、患者様の医療への参加が不可欠です。 以下のご理解、ご協力をお願いいたします。

# 患者様のご本人確認を実施しております。

入院中は手首にネームバンドの着用をお願いいたします。

検査・処置などの際に、お名前・生年月日を確認させていただきます。

#### 院内感染の防止にご協力ください。

病室に出入りする際は、手洗いまたは備え付けの手指消毒剤での消毒をお願いいたします。 また、感染予防のためマスクの着用をお願いいたします。

#### 転倒・転落にご注意ください。

入院中は不慣れな環境下で、想像以上に筋力や注意力が低下しています。歩行中の転倒やベッドからの 転落にご注意下さい。ご自身で動くことが困難な場合には、遠慮なくナースコールを押してください。

# ⑥相談窓口

病気になると、健康時には考えられなかった心配事が起きてくることがあります。また、納得して医療を受けていただくために、検査・診断・治療・看護の過程においてお聞きになりたい事 や病院に対するご意見ご要望などございましたら、遠慮なくご相談下さい。

### ●医療福祉相談

退院後の生活の不安、医療費の支払いの心配、介護保険の申請や介護用品について、身体障害者手帳・障害年金などの社会福祉制度について知りたい、施設や病院を探しているなど専門の相談員がご相談をお受けします。相談を希望される方は、病棟職員にお申し出下さい。相談は無料です。患者様のプライバシーは保障致します。相談されることで不利益が及ぶことはありません。

# ●インフォームドコンセント(説明と同意)について

ご自身の病気・検査・治療法について、十分な説明と情報の提供をいたします。

#### ●カルテ開示について

カルテ開示を行っております。ご希望の方は、総合受付・病棟事務までお申し付け下さい。

#### ●セカンドオピニオンについて

当院以外の医師への相談・他院におかかりの方の相談などを希望される場合は、医療福祉相談員までご相談下さい。

# ●意思表示

治療(人工呼吸器の使用を含む)、検査、輸血に関するご希望、宗教的なこと等に意思がある場合は、明確に意思表示をしてください。患者さま自身の意思表示が明確かつ有効な場合は、その意思を尊重いたします。

#### ●臓器提供

意思を記載したカードや健康保険証、運転免許証などをお持ちの患者さまは、入院時に主治医または担当看護師にお知らせください。

# ⑦入院費のお支払いについて

当月入院分入院費請求書を翌月10日以降に発行いたします(例:1月1日~31日入院分を2月10日にご請求)。10日が土日祝祭日にあたる場合は翌日になります。また、退院の際は、当日までの請求書を退院時にお渡しいたします(場合によっては、後日請求書をご自宅へ郵送させていただきます)。お支払いの際は、現金のほかクレジットカード(VISA 他6社)、銀行振り込みもご利用いただけます。但し銀行振り込みの場合、振り込み手数料は払込人様のご負担とさせていただきます。尚、入院費用についてのご質問・ご相談は、病棟事務か医療福祉相談員までお申し出下さい。ご請求日より10日以内にお支払いくださいますようお願いいたします。

# ⑧社会保障制度について

### ●高額療養費制度

医療機関への支払額が、1ヶ月(暦月ごと)に一定額(自己負担限度額)を超えた部分が保険者より払い戻される制度です。原則として申請が必要になります。

#### ●限度額適用認定証

入院の際に、限度額適用認定証を提示されますと、窓口負担が一定額(自己負担限度額)でお支払いいただけます。発行は患者さまがご加入の保険者が行っております。患者さまご自身もしくはご家族さまにて手続きをお願いいたします。

※食事代や保険療養外の費用(診断書料、リース代)は自己負担限度額に含まれません。

# ⑨設備・サービスのご案内

☆理髪サービス 理髪 カット:1500円(税込)

事前に予約が必要です。4階総務課にて予約をお取り下さい。

費用は入院費と一緒に請求させていただきます。

ご不明点がありましたら 職員までお声かけください。

☆飲料自動販売機 1階食養科前にございます。

☆駐車場 入院中の患者様の駐車場利用はご遠慮いただいております。入退

院の際は、できるだけ公共交通機関や無料送迎のご利用、ご家族に

よる送迎をお願い致します。

# ⑩個人情報保護について

当院では診療のためにご提供いただいた個人情報について「医療生協さいたま個人情報保護方針」に基づき安全かつ厳正に管理をしております。

- ●当院では病室入り口に患者様の氏名表示を行なっておりません。
- ●お電話での情報の照会は、ご家族であっても本人確認が出来ないためお断りしております。
- ●お見舞いに来られた方へは患者様の病室をご案内しておりますが、面会を希望されない場合は、「入院申込および入院保証書」へ記入のうえ、事務または看護師に提出をお願いいたします。

# ⑪患者の権利について

医療は、患者と医療従事者が互いに人間としての尊厳を尊重しあい、信頼に基づく協同関係によって成りたつものです。患者には、療養の主体者としてここに掲げる権利があります。当院では、これらの権利を患者が適切に行使できるよう、患者と医療従事者が協力してその実現に努力します。

### ●良質な医療を受ける権利

患者には、あらゆる差別を受けることなく、安全で適切な医療を受ける権利があります。 これらの権利の保障は、日本国憲法に基づき、国及び自治体が義務を負うものであり、患者 には、医療福祉制度の改善や充実を要求する権利があります。

#### ●知る権利

患者には、病名、病状(検査の結果を含む)、予後(病気の見込み)、診療計画、処置や 治療方法(選択の理由、その内容、危険性、他の選択肢)、 薬の名前や作用・副作用、必要 な費用などについて、十分に説明を受ける権利があります。

また、自己に関する、診療録・検査結果・画像資料等を含む全ての医療記録の開示を求める 権利があります (カルテ開示)。

## ●学習する権利

患者には、健康や疾病、療養方法や予防方法、医学的知識や医療制度、社会保障制度などを学ぶ権利があります。

#### ●自己決定権

患者には、十分な説明を受けた上で、医療従事者の提案する治療方法等に同意あるいは選択、拒否する権利があります。 患者には、自己決定にあたり、いつでも主治医以外の医師の意見(セカンドオピニオン)を聞く権利があります。また、自己決定した後も医療従事者の支援を受けることができます。

### ●自己情報コントロール権

患者には、医療従事者が医療の提供過程において取得した自己の個人情報を保護され、その取り扱いについて自ら決定あるいは配慮を求める権利、および私的なことに干渉されない 権利があります。

